

江別市自治会館照明LED化促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会が実施する自治会館の照明のLED化に対し、江別市自治会館照明LED化促進補助金（以下、「補助金」という。）を交付することにより、光熱費の負担低減等、自治会運営に対する物価高騰対策及び負担軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会館 自治会又は自治連合会が地域活動を行うため、当該団体が所有している会館をいう。
- (2) 照明設備 自治会館に設置している照明器具の設備をいう。

(補助対象経費の基準)

第3条 補助対象となる自治会館の照明設備は、次の各号のいずれかに該当するものとし、補助対象経費は当該照明設備を更新するための工事費用（LED照明器具に要する費用を含む。）とする。

- (1) LED照明器具以外の照明器具
- (2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第26条第1項に規定する誘導灯
- (3) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の4第1項に規定する非常用の照明装置

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するLED照明設備は、補助の対象としない。

- (1) 照明器具が設置されていない箇所に新たに設置する照明器具
- (2) 更新又は取替えについて工事が不要な照明器具
- (3) 可動式その他の持ち運び可能な照明器具
- (4) 自治会館と一体的に設置されていない照明器具

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、照明設備のLED化に要した費用の2分の1の額で、500,000円を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会又は自治連合会（以下「申請自治会」という。）は、照明設備をLED化しようとする年度の9月30日までに、自治会館照明LED化促進補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、1つの自治会館につき1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(補助決定)

第6条 市長は、申請書の提出を受けたときは内容を審査し、補助することに決定したときは、その旨を自治会館照明LED化促進補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により申請自治会に通知する。

2 申請自治会は、前項の規定により決定通知書を受けた後、工事に着手するものとする。

3 決定通知書を受けた申請自治会（以下「決定自治会」という。）が自治会館の照明設備の工事を中止したときは、その旨を速やかに市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の規定による工事中止の報告を受けたときは、第1項に規定する決定の通知を取り消すものとする。

（事業の変更）

第7条 決定自治会は、工事内容に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に報告し、承認を受けなければならない。

（工事竣工届）

第8条 決定自治会は、翌年の1月31日までに工事を完了させ、当該工事完了後7日以内に自治会館照明LED化工事竣工届（第3号様式。以下「竣工届」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助の決定及び交付）

第9条 市長は、前条の規定により竣工届の提出を受けたときは、関係職員に必要な応じて現地検査を行わせ、その成果が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を決定し、その旨を自治会館照明LED化補助金交付決定額通知書（第4号様式）により通知するとともに補助金を交付する。

（補助金交付の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、補助金交付決定額の通知を受けた自治会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 事業施行の方法が不相当であると認められるとき。

(4) その他不正な行為があったとき。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。